

公益社団法人日本ビリヤード協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ビリヤード協会（英文名 NIPPON BILLIARD ASSOCIATION、略称「NBA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるビリヤード界を統轄し代表する団体として、ビリヤードの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) ビリヤードの普及及び指導

(2) ビリヤードの全国的競技会、国際的競技会及びその他の競技会の開催並びに国際競技会への選手派遣

(3) ビリヤードに関する段級位の審査及び認定

(4) ビリヤードに関する指導員及び審判員の養成及び資格の認定

(5) ビリヤード競技規則の制定並びに記録の公認及び世界記録の申請

(6) 世界ビリヤードスポーツ連合（略称 WCBS）への加盟

(7) ビリヤードに関する調査研究

(8) ビリヤードに関する出版物の刊行

(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助することを目的とし、理事会の承認を得て入会した個人又は法人
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事長が推薦し、総会において承認された者
- (4) CS会員 この法人及び加盟団体の主催・主管する大会に参加するための規程（CS会員規程）を承認のうえ、この法人に直接、または加盟団体を通じて入会を申し込み、この法人が認めた者

2. 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事会に提出し、理事会は別に定める規程によりその可否を決定する。

- 2. 名誉会員は、総会において承認され、本人が承諾した時に入会したものとする。
- 3. CS会員は、別に定める規程により、入会申込書を提出して会費を納めた時に入会したものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の入会金及び年会費は総会の決議をもって別に定める。

- (1) 正会員 別に定める正会員規程による。
- (2) 賛助会員 別に定める賛助会員規程による。
- (3) 名誉会員 入会金及び年会費を納めることを必要としない。
- (4) CS会員 別に定めるCS会員規程による。

(入会金及び会費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、前条で定める額を支払う義務を負う。

- 2. 前項に係わらず、相当の理由のある場合は理事会及び総会の決議を経て、入会金及び会費を免除することができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費、分担金その他の抛出金品は返還しない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。

この場合において、正会員又は代理人は、代理権を証する書面を総会ごとにこの法人に提出しなければならない。

2. 前項の規定により議決権を行使する正会員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出することにより議決権を行使することができる。

2. 前項の規定により書面をもって行使した議決権の数は、第19条の規定の適用については出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した正会員の2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上15名以内

うち、外部理事4名以内

(2) 監事 2名以内

うち、外部監事1名以内

2. 理事のうち、理事長1名、副理事長2名以内、専務理事1名を置き、また、常務理事5名以内を置くことができる。

3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、外部理事及び外部監事については、総会の決議によって正会員以外の者から選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
4. 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
5. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(総裁、会長、相談役及び顧問)

第30条 この法人に、任意の機関として総裁、会長、相談役及び顧問を若干名置くことができる。

2. 総裁、会長、相談役及び顧問は、総会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3. 総裁、会長、相談役及び顧問は、この法人の業務の重要事項について、理事長の諮問に応え、また、理事会で意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。

3. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。

4. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会議の都度、出席理事の互選で定める。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度終了までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 加盟団体

(加盟団体)

第41条 この法人に加盟団体を置く。加盟団体については加盟団体規程に定める。

(種別)

第42条 この法人の加盟団体は、次の2種とする。

① 地域別加盟団体 当法人の目的に賛同する全国各ブロックを統括する団体

② 種目別加盟団体 当法人の目的に賛同する特定の種目や目的等に特化した全国的な組織をもつ団体

(加盟手続き)

第43条 加盟団体としてこの法人への加盟を希望する団体は団体規約、直近3期分の事業計画書、同事業報告書、同収支予算書、同収支決算書、役員名簿を添えて加盟申請書を理事会に提出しなければならない。

2. 加盟の決定は次のとおりとする。理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(資格の喪失)

第44条 この法人の加盟団体は、次に掲げる事由によってその資格を喪失する。

- (1) 解散
- (2) 脱退
- (3) 除名

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局及び委員会

(事務局の設置及び職員)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置して必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は理事会の承認を得て理事長が任免する。

(委員会)

第50条 この法人は事業の実施にあたり必要のあるときは、委員会を設けることができる。委員会の構成及び運営に必要な事項は理事会で定める。

第10章 公告

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 細則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は理事会において別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は高清一郎、業務執行理事は入交雅道、廣橋興光及び西尾学とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款は、令和1年6月25日の改正（第2条変更）に基づき、
令和1年7月17日から施行する。

附則

この定款は、令和7年6月24日の改正（第23条変更・第24条変更）に基づき、
令和7年9月2日から施行する。